

鳥取縣公報

本報ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年八月二十日
外 月 曜 日

農地委員會告示

◇鳥取縣農地委員會告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八條の規定により西伯郡所子村農地委員會より申請のあつた農地等の交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十六年八月二十日

鳥取県農地委員會

農地委員會名 申請年月日 認可年月日

西伯郡所子村農地委員會 昭和二十六年 昭和二十六年
七月十九日 八月八日

人事委員會規則

◇鳥取県人事委員會規則第三号

職員の勤務條件に関する措置の要求に関する規則を次の

ように定める。

昭和二十六年八月二十日

鳥取県人事委員會委員長 倉 繁 良 逸

職員の勤務條件に関する措置の要求に関する規則

（この規則の目的）

第一條 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十八條の規定に基づき、職員の勤務條件に関する措置の要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務條件に関する措置の要求）

第二條 職員が法第四十六條の規定により勤務條件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするとき、これを書面で行なければならない。

2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、左の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して正副各一通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。

- 一 措置の要求をしようとする職員の職及び所属部署並びにその住所氏名
- 二 要求事項
- 三 要求事由
- 四 措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求事項についてすでに当局と交渉(法第五十五條第四項の不满の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。)を行つた場合には、その交渉経過の概要

(措置要求書の審査)

第三條 措置要求書が提出されたときは、人事委員会は、申請者の資格、要求事項その他の記載事項及び添付資料について審査し、その要求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

(措置の要求の受理及び却下)
 第四條 人事委員会は、措置要求書を受理した場合には、その旨を関係当事者に通知し、却下した場合には、その旨を措置の要求を行う職員(以下「要求者」という。)に通知しなければならない。

(事案の審査)

第五條 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、関係当事者、もしくはその代理人その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し書類若しくはその寫の提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

(判定)

第六條 人事委員会は、審査を終了したときは、すみやかに判定を行い、これを書面に作成して要求者に送達しなければならない。この場合においては、その書面の寫を同時に当局に送達するものとする。

(勧告)

第七條 人事委員会は、判定の結果必要があると認める

場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の寫を同時に要求者に送達するものとする。

(あつせん)

第八條 人事委員会は、適当と認めるときは、措置要求書を受理する前、又は事案の審査の継続中においても、事案が適切に解決されるよう関係当事者間をあつせんすることができ。

(要求の取下)

第九條 要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも書面をもつて措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。

(審査の打切)

第十條 人事委員会は、要求者の死亡、所在不明等に因り事案の審査を継続することができなくなつたと認められる場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等に因り事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、事案の審査を

打ち切ることができる。

(雜則)

第十一條 この規則に定めるものの外、措置の要求の審査の手續等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の不利益処分に關する審査に關する規則を次のように定める。

昭和二十六年八月二十日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

職員の不利益処分に關する審査に關する規則

第一節 總 則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十一條の規定に基き、職員の懲戒その他その意に反する不利益

00507

な処分(以下「処分」という。)の審査の請求及び審査の手続並びに審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者)

第二條 処分の審査を請求する者を請求者といひ、処分を行つた者を処分者という。但し、処分者が当該処分を行つた後においてその職を去つた場合には、その職にある者、又はその職が廃止された場合には、それに代ると認められる地位にある者を処分者とみなす。

2 当事者とは、請求者及び処分者とする。

(代理人)

第三條 当事者は、必要があるときは、代理人を選任することができる。

(事務担当者)

第四條 人事委員会は、審査の請求があつた場合において必要があると認めるときは、人事委員会の委員又は事務局長その他の事務職員のうちからその請求に係る事案の審査に関する事務を担当させる者を指名すること

とができる。

第二節 審査の請求

(審査の請求)

第五條 処分を受けた者が法第四十九條第四項の規定により審査の請求をしようとするときは、これを書面で行ななければならない。

2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、左の各号に掲げる事項を記載し、処分の審査を請求しようとする者が署名押印して、正副各一通を適切なる資料とともに人事委員会に提出しなければならない。

一 処分を受けたものの氏名、住所及び生年月日

二 処分を受けたものの処分を受けた当時の職及び所属

三 処分を行つたものの職及び氏名

四 処分の内容及び処分を受けた年月日

五 処分に対する不服の事由

六 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

00508

1200

七 法第四十九條第一項又は第三項に規定する処分説明書(以下「処分説明書」という。)の交付を受け

た年月日。但し、同條第三項に規定する期間内に処分説明書の交付を受けなかつた場合においては、処分説明書の交付を請求した年月日

八 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

3 審査請求書には、正副ともに処分説明書の寫各一通を添付しなければならない。但し、法第四十九條第三項に規定する期間内に処分説明書の交付を受けなかつた場合においては、この限りでない。

4 審査請求書に記載した事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつど、その旨をすみやかに人事委員会に届け出なければならない。

(審査の請求の受理及び却下)

第六條 審査請求書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、請求者の資格及び審査の請求の期限等について調査し、審査

の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があるとき認められるときは、人事委員会は、二十日以内の期間を定めて、請求者にその不備を補正させることができる。但し、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないものと認められるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

3 請求者が前項本文の場合において所定の期間内に不備を補正しなかつたときは、人事委員会は、審査の請求を却下することができる。

4 人事委員会は、審査の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付しなければならない。審査の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を請求者に通知しなければならない。

第三節 審査の手続

(審査の併合)

00503

第七條 人事委員会は、請求者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の請求を併合して審査することを適当と認めるときは、これを併合して審査することができる。

2 前項の場合、人事委員会は必要があると認めるときは、代表者一名を定めることができる。

3 人事委員会は、請求者から併合審査の請求があつた場合において、必要があると認めるときは、これを分離して審査することができる。

4 第一項及び第三項の規定により審査を併合又は分離して行つた場合においては、人事委員会は、その旨を当事者に通知しなければならない。

(書面審理)

第八條 人事委員会は、書面審理を行つた場合においては、請求者に対し証拠の提出を求めるとともに、期日を定めて、処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるとする。

2 人事委員会は、必要があると認めるときは、請求者

に処分者の提出した答弁書の寫を送付し、期日を定めて、弁白書の提出を求めることができる。

3 人事委員会は、必要があると認めるときは、処分者に弁白書の寫を送付し、期日を定めて、再答弁書の提出を求めることができる。

4 当事者は、審査が終了するまでは、何時でも人事委員会に対し、証拠の申出をすることができる。但し、人事委員会が必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

5 人事委員会による証人の喚問は、左の各号に掲げる事項を記載した呼出状により行わなければならない。

一 証人として指名された者の氏名、住所及び職業

二 出頭すべき日時及び場所

三 陳述を求めようとする事項

6 人事委員会は、証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行わせ、虚偽の証言を行つた場合の法律上の制裁を告げなければならない。

00510

7 人事委員会は、証人に対し、口頭による陳述にかえて、左の各号に掲げる事項を記載した書面で、口述書の提出を求めることができる。

一 口述書を提出すべき証人の氏名、住所及び職業

二 口述書を提出すべき日時及び場所

三 口述書により陳述を求めようとする事項

8 人事委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。

9 人事委員会が書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左の各号に掲げる事項を記載した書面でこれを行わなければならない。

一 書類又はその寫を提出すべき者の氏名、住所及び職業

二 書類又はその寫を提出すべき日時及び場所

三 提出すべき書類又はその寫

10 人事委員会は、書面審理を終了したときは、その要領を記載した調書を作成し、各委員が署名押印しなければならない。

(口頭審理)

第九條 人事委員会は、口頭審理を行つた場合においては、そのつど、書面で口頭審理の日時及び場所を五日前までに当事者に通知しなければならない。

2 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、又は立証を求めることができる。

3 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることができる。

4 人事委員会は、口頭審理の秩序維持のため必要があると認めるときは、傍聴者を退席させ、又は当日の口頭審理を打ち切ることができる。

5 人事委員会は、口頭審理を終了するに先立つて、当事者に対して、最終陳述をし、且つ、必要な証拠を提出することができる機会を与えなければならない。

6 前條第四項から第七項まで、第九項及び第十項の規定は、口頭審理について準用する。
(審査の請求の取下)

第十條 請求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも書面をもつて審査の請求の全部又は一部を取下げることができる。

2 審査の請求のうち、取下のあつた審査の請求の部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。(審査の打切)

第十一條 人事委員会は、請求者の死亡所在不明等に因り審査を継続することができなくなつたと認める場合又は処分者による処分の取消、修正等に因り審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、審査を打切り審査の請求を棄却することができる。

第四節 審査の結果執るべき措置

(判定)

第十二條 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、すみやかに判定を行い、これを書面に作成しなければならない。

2 前項の書面(以下「判定書」という。)には、左の各号に掲げる事項を記載し各委員が署名押印しなければならない。

一 判定

二 事実及び争点

三 理由

四 判定の日附

3 人事委員会は、判定書の寫を当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に判定に対する審査(以下「再審」という。)の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

(指示)

第十三條 人事委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で請求者がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

第五節 再 審

(再審の請求)

第十四條 当事者は、左の各号の一に該当する場合においては、人事委員会に対し再審を請求することができる。

一 判定の基礎となつた証拠が虚偽のものであることが判定した場合

二 事案の審査の際提出されなかつた新たな且つ重大な証拠が発見された場合

三 判定に影響を及ぼすような事実について判断の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は、判定書の送達を受けた日から六月以内に行わなければならない。

3 再審の請求は、書面で行わなければならない。

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、左の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が署名押印して、正副各一通を人事委員会に提出しなければならない。

一 再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日

二 判定の日附

三 判定の内容

四 再審を請求する事由

(再審の請求の受理及び却下)

第十五條 人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限及び再審の請求の事由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 人事委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、当事者の一方に再審請求書の副本を送付しなければならない。再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。(職権による再審)

第十六條 人事委員会は、第十四條第一項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

(審査の手続)

第十七條 第三節(第九條の規定を除く。)の規定は、再審の場合における審査の手続について準用する。(再審の結果執るべき措置)

鳥取縣公報

選舉告示

◇選舉告示第十三号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員
選挙における候補者細田繁正は本日候補者であることを
辞する旨届出があつた。

昭和二十六年八月二十日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区

選挙長 秋本重治

本巻ノ大キサハ國定規格A五特

昭和二十六年八月二十日
号 外 月 日

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル)
火金 曜日発行 (時ハ翌日)

昭和二十六年八月二十日
号 外

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可